

江東区深川老人福祉センター・江東区平野児童館
指定管理者（候補者）の推薦について

令和7年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
（福祉部・こども未来部合同専門部会）

目 次

I. 施設の概要	P 1
II. 指定管理者（候補者）	P 1
III. 選定方法	P 2
IV. 選定結果	P 3

《参考資料》

選定基準	P 1 0
第一次審査 評価基準	P 1 1
審査結果	P 1 3
第二次審査 評価基準	P 1 6
審査結果	P 1 7
総合結果	P 1 8

I. 施設の概要

1. 施設概要

江東区深川老人福祉センター・江東区平野児童館

所在地 東京都江東区平野一丁目2番3号（老人福祉センター・児童館）

東京都江東区森下五丁目11番1号（森下分館）

設置の目的 区内に居住する高齢者及び障害者に施設を提供し、その福祉の増進を図るため及び児童の健全な育成を図るため。

設置条例 江東区老人福祉センター条例（昭和59年3月江東区条例第10号）

江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）

設置時期 昭和60年2月4日（老人福祉センター）

昭和60年2月1日（児童館）

※ともに平成29年度大規模改修

平成8年4月10日（森下分館）

2. 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

II. 指定管理者（候補者）

1. 指定管理者（候補者）の概要

名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
（以下、A法人と表記）

所在地 東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル7F

代表者 代表理事 藤田 徹

従業員数 7,400名

資本金 19億7,560万円

事業実績 （区内）

【指定管理】老人福祉センター 2施設

福祉会館 1施設

児童館 1施設

【業務委託】放課後支援事業 6施設

放課後デイサービス 1施設

青少年相談事業（こうとうゆうすてっぷ）

【法人立】認証保育園 1施設

認可保育園 1 施設
(区外) 全国 390 事業所 建物管理、介護施設運営、保育、
障害者支援等

Ⅲ. 選定方法

1. 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募法人（1 法人）による応募申込み時の提出書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の 6 割以上の得点を獲得したため、第一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した 1 法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

2. 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和 7 年 4 月 23 日	第 1 回指定管理者選定評価委員会福祉部・こども未来部合同専門部会	募集要項（案）選定基準（案）評価基準（案）及び審査手順（案）の決定
令和 7 年 5 月 12 日	第 1 回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及び審査手順の決定
令和 7 年 5 月 13 日		公募開始
令和 7 年 6 月 13 日		公募締め切り
令和 7 年 7 月 3 日	第 2 回指定管理者選定評価委員会福祉部・こども未来部合同専門部会	第一次審査通過法人決定
令和 7 年 7 月 8 日		第一次審査通過法人現地視察 第一次審査通過法人プレゼンテーション
令和 7 年 8 月 1 日	第 3 回指定管理者選定評価委員会福祉部・こども未来部合同専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

3. 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会福祉部・こども未来部合同専門部会

	職 名	氏 名
部会長	福祉部長	岩井 健
副部会長	こども未来部長	堀田 誠
部会員	福祉部 福祉課長	大町 里砂
〃	長寿応援課長	岩崎 裕之
〃	こども未来部 こども家庭支援課長	松村 浩士
〃	教育委員会事務局 地域教育課長	大田 修一
外部有識者		
〃		

IV. 選定結果

1. 応募状況

施設見学会参加事業者数 1 法人

申込み事業者数 1 法人

2. 第一次審査の結果（書類審査）

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 A法人

評 価 項 目	合計点	A法人
I. 受託する姿勢や意欲	10	8.7
II. 受託施設の運営に関する考え方	40	26
III. 異世代交流について	10	7.8
IV. 区民サービスに関する考え方	140	104.6
V. 老人福祉センター事業の運営の考え方 (福祉部のみ採点)	(80)	64.1
VI. 児童館事業の運営の考え方（こども未来部・教育委員会事務局のみ採点）	(80)	
VII. 江東きっずクラブ事業について（こども未来部・教育委員会事務局のみ採点）		

VIII. 受託施設における地域との関わりに対する考え方	40	29.4
IX. 開設前の準備	5	3.3
X. 法人運営状況	65	47.9
XI. 特記事項	10	9.2
合 計	400	301

3. 第二次審査の結果（プレゼンテーション・ヒアリング）

評 価 項 目		合計点	A法人
I. 施設視察	1 施設の環境	50	44
	2 利用者へ働きかけ	20	16
	3 衛生環境	40	32
	4 安全管理	20	15
	5 個人情報保護	20	17
II. プレゼンテーション	1 経営理念・運営方針	60	50
	2 法人の運営体制	60	41
	3 施設運営	120	94
	4 地域共生社会の推進	60	52
	5 計画性の実現性	50	40
合 計		500	401

4. 総合結果

評 価 項 目	合計点	A法人
第一次審査	400	301
第二次審査	500	401
合 計	900	702
評価段階		B

5. 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	利用者が安心して利用できる環境が整備されている。また、老人福祉センター・児童館の一体運営の利点を活かした異世代交流が示されており、利用者や地域住民の福祉向上を目指した事業提案が評価できる。

6. 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P 6）

7. 外部有識者への意見聴取

（1）老人福祉センター

氏 名：

略 歴：

意見等：P 7 参照

（2）児童館

氏 名：

略 歴：

意見等：P 8 参照

令和7年 8月 1日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
福祉部・こども未来部合同専門部会 部長殿

江東区深川老人福祉センター・平野児童館における指定管理候補者の推薦について
標記の件について、次のとおり意見を付します。

【選定手順について】

候補者の選定手続きは、募集要項及び選定基準に基づき慎重に実施しており、財務状況審査についても専門家の判断を仰ぐなど、正しい手順を踏んでいる。第一次、第二次審査共に、選定過程における問題はない。

なお、応募法人について、理想は複数事業者による提案が望ましい。

【法人について】

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団は、平成23年より指定管理者として当施設の運営を担い、地域や人とのつながりを心がけ、誰もが暮らしやすいまちづくりの拠点を目指すという法人理念のもと、地域や関係機関との連携がすでに取れており、老人福祉センターと児童館の一体運営に関しても体制が確立されている。

また、複雑化する福祉ニーズに対応するために、関係機関と意見交換の場を持ち、区民福祉向上に貢献する姿勢がうかがえることから、採点結果のとおりとすることに了承する。

【今後の施設運営に関して】

老人福祉センターと児童館の一体的施設であり、平野長寿サポートセンターも併設されている利点も生かし、福祉部とこども未来部がしっかり連携をとり施設運営をしていただきたい。

また、地域に開かれた施設である老人福祉センターが、多くの高齢者に利用しやすい施設であることを望む。

氏名



令和7年8月1日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
福祉部・こども未来部合同専門部会 部会長殿

江東区深川老人福祉センター・江東区平野児童館における
指定管理候補者の推薦について

表記の件について、次のとおり意見を付します。

公募期間や周知方法は、募集要項に基づき、適切に実施されている。財務状況審査については、専門家の判断を仰ぎ、正しい手順を踏んでいる。また、第一次、第二次審査共に、選定基準に基づき、適正に行われている。

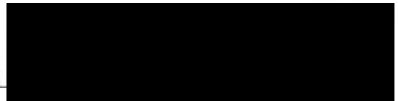
今回推薦された法人は、3期目の指定管理期間を迎えることになるが、老人福祉センターとの一体運営体制が確保されており、地域との信頼関係の構築や、多世代交流など特色ある事業の継続について期待できる。

総合的に高い評価であり、安心して運営を任せられる反面、令和5年度に他自治体で職員配置体制の虚偽の報告を行い、運営委託費を過大受給していたことが報道されている。そのため法人の倫理について、方針と行動規範を明示して、一層の努力をすることを期待したい。

今年度新たに改正・施行された児童館ガイドラインでは、こどもの居場所づくりやこどもの権利擁護、性被害防止に適切に対応できるよう体制構築が求められている。法人にはこれらのこどもを取り巻く環境や社会情勢を踏まえて、今後の事業運営を行っていただきたい。

また近年、こどもの権利を侵害する事例が全国的に報道されており、運営法人に対しては、コンプライアンス順守の一層の徹底を図られたい。

氏名



江東区深川老人福祉センター・江東区平野児童館選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定することとなっている。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

当該条例の定めに従い、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行う。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の一体的な管理運営が可能であること
- (6) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の事業計画が区の方針を理解したものであること
- (7) 老人福祉センター及び児童館（きっずクラブ含む）の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること